

計画の根拠

【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】 (平成11年法律第112号)

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。(第1条)
- ・都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めることができる。(第8条)

国の基本方針

【家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針】 (令和7年4月策定)

- 肥料価格高騰等による肥料の国産化に向けた機運の高まり
- 畜産関連苦情の深刻化、排水基準など規制への対応
- 環境負荷や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まり



●基本的な対応方向

1. 家畜排せつ物の適正管理
畜産農家が自らの責任で家畜排せつ物を処理し、施設の更新にあたっては、処理施設の強制発酵施設等への機能強化を図る
2. 国内肥料資源としての有効活用
耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化を推進
3. エネルギー利用
4. 環境規制(悪臭・水質汚濁等)への対応
5. 地球温暖化対策

<基本方針における目標年度の変更>

- 変更前:10年後を目標年度とし、5年ごとに見直しする
変更後:5年後を目標年度とする

県計画の期間

- ・現計画は平成28年に策定(計画期間:平成28年～令和7年度)
- ・現計画の目標年度終了および国の基本方針の変更を踏まえ、新たな計画を策定(計画期間:令和8年～12年度)

県計画の概要

第1 家畜排せつ物の利用の目標

【家畜排せつ物の利用の現状と目標】

- ・家畜排せつ物発生量は年間約111千トン
→農業利用97.8%(うち堆肥化96.5%) 農業利用以外2.2%
- ・堆肥生産量は年間約70千トン
→うち23%は自家利用、77%は譲渡・販売
- ・令和12年の家畜排せつ物発生量は現状と同水準の見込み



現状の仕向け割合を維持しつつ、より効率的な肥料利用を図る

【基本的な取組方向】

1. 家畜排せつ物の適正管理
 - ・整備した堆肥舎等の老朽化による施設の処理能力不足が課題
 - ・堆肥舎等の更新や補改修を支援
2. 肥料資源としての有効活用
 - ①堆肥の適切な生産・利用
畜産農家は良質な堆肥を生産し、自家ほ場に還元する
 - ②地域内流通
堆肥の需要開拓および耕種農家が円滑に堆肥散布できる仕組み作りを推進
 - ③広域流通
堆肥のペレット化および品質表示により流通の広域化を推進
3. エネルギー利用
4. 環境規制への適切な対応
 - ①悪臭対策
 - ②水質汚濁対策
 - ③窒素の排出抑制
5. 地球温暖化対策

第2 処理高度化施設の整備に関する目標

【目標設定の基本的な考え方】

- ・今後、老朽化により施設の能力低下が懸念されることから、国の補助事業等を活用し、家畜排せつ物処理施設の機能強化等を推進する
- ・一定の飼養規模以上の農家において現在の飼養規模に見合った適切な処理高度化施設整備を行い、家畜排せつ物の処理に起因する環境問題ゼロを目指す
- ・処理高度化施設数(対象農家80戸)

現状 76戸 → 目標 80戸

【地域別の整備目標】

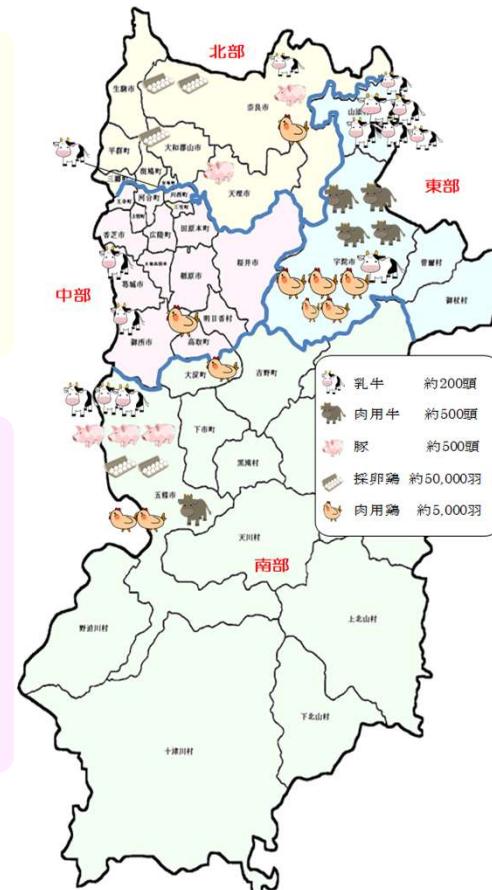
地域ごとに畜産農家と耕種農家の分布を考慮し、必要な施設整備について定める

1) 北部地域

- ・全ての畜種の飼育がある
- ・野菜や果樹、水稻、茶など幅広い品目が生産されている
- ・一部で都市化が進展化しており、環境規制への対応のため排水処理施設や脱臭装置の導入を検討する

2) 中部地域

- ・酪農と養鶏が盛んに行われている
- ・花き、イチゴ等の施設栽培が盛んなほか、桜井市などで飼料用米やWCS用稻も生産されている
- ・耕種農家での堆肥利用を推進するため、堆肥の高品質化を図るために強制発酵施設の整備等を進める



3) 東部地域

- ・宇陀市は肉用牛の主産地で、山添村には酪農の大規模農場があり、県内で最も家畜排せつ物発生量が多い
- ・高原の気候を利用し、野菜、茶、植木類が生産されている
- ・耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化を推進し、広域流通を見据えたペレット化を検討する

4) 南部地域

- ・五條市では全ての畜種の飼育が盛んに行われている
- ・柿の大産地であるほか、飼料用米やWCS用稻の作付けが積極的に行われている
- ・耕畜連携を推進するため、堆肥の高品質化や堆肥散布機等、必要な施設・機械の整備を推進する

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施 その他の技術の向上に関する事項

- ・技術開発の促進
低コスト・省エネ・省力化に資する技術開発を推進する
- ・情報提供及び指導に係る体制の整備
家畜保健衛生所や農林振興事務所と連携し、農家への技術普及を図る

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

- ・消費者や地域住民等の理解の醸成
- ・家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底による防疫対策の強化
- ・災害予防等の推進

今後のスケジュール

- | | |
|------------|------------|
| 令和7年12月 | 12月定例県議会報告 |
| 令和7年12月～1月 | パブリックコメント |
| 令和8年 2月 | 2月定例県議会報告 |
| 令和8年 4月 | 施行 |